関係各位

【重要】使用済公用旅券の扱いについて

独立行政法人 国際協力機構
国際協力調達部 渡航推進課

平素より当機構の事業につきまして多大なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
今般、当機構の公用旅券の扱いに関し、下記のとおり、公用旅券失効手続き後に実施している名義人本人への失効旅券返却を原則廃止とします。ただし、希望者に対しては本人送料負担にて返却します。
関係者の皆様には何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。

記

（1） 使用済公用旅券の扱いについて

使用済み公用旅券は国際協力調達部 渡航推進課 渡航班（以下【郵送先】）まで送付してください。到着次第、速やかに外務省にて失効手続きを行います。

（2） 失効手続き後の公用旅券の取り扱い

原則、失効手続き後の公用旅券は、国際協力調達部にて破棄させていただきます。

（3） 失効手続き後の公用旅券の返却を希望する場合

レターパックプラス（赤）（返却先の住所・氏名を明記）を公用旅券と一緒に送付してください。
当機構に預けている公用旅券を失効手続きする場合、かつ、該当旅券の返却を希望する場合は、担当旅行会社に失効手続きの意向を伝えた後、１週間以内にレターパックプラス（赤）のみ以下【郵送先】に送付してください。

レターパックプラス（赤）の提出がない場合は、失効旅券の返却は不要と判断させていただきます。後日返却希望をされても対応できかねますので予めご承知おきください。

【郵送先】
〒102-8012　東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル 5 階
独立行政法人国際協力機構　国際協力調達部 渡航推進課 渡航班宛
【問合せ先】
渡航推進課_渡航班（旅券関連）（hrtda3_ryoken@jica.go.jp）

以　上